

令和 2 年度

第 1 回 第一農地部会定例会議事録

令和 2 年 4 月 2 8 日 (火)

頸城区総合事務所 2 階 202・203 会議室

令和2年度第1回第一農地部会定例会議事録

日時 令和2年4月28日（火） 午後2時

場所 頸城区総合事務所 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

1 番 古川 政繁	2 番 荒川 俊治	3 番 池田 京子
4 番 五十嵐 彰	6 番 佐藤 徳司	7 番 高島 信雄
8 番 金子 昭榮	9 番 久保埜 徳雄	10 番 新井 修一
11 番 八田 賢司	12 番 上原 孝	13 番 小林 広良

(2) 農地利用最適化推進委員

出席なし（新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、出席の自粛を要請）

2 欠席委員

5 番 小幡 利夫

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局 長	坂井 晃
	次 長	松縄 浩一
	係 長	久保埜 修
	主 任	橋立 理
中郷区駐在室	主 任	相葉 博昭
板倉区駐在室	副 主 任	上原 敏明
清里区駐在室	副 主 任	近藤 宏一
名立区駐在室	班 長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7 番 高島 信雄 13 番 小林 広良

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農用地利用集積計画変更について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

議 長	<p>議長（部会長）あいさつ後、部会を開会</p> <p>これより第1回第一農地部会を開催します。</p>
議 長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数13名、出席委員が12名、欠席1名ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため出席要請をしなかったため出席者はいません。</p>
議 長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。議席番号7番 高島 信雄 委員、議席番号13番 小林 広良 委員の両名を指名します。</p> <p>議事に入る前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>(合併前の上越市分の議案)</p>
議 長	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号13番から27番までの15件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、説明します。1頁から3頁の番号13番から27番までの15件です。</p> <p>番号13番は、譲受人が相手方の要望のために当該農地を求めるものです。ご高齢ですが、ご自身で耕作を行うと伺っています。しかしながら、ご自身で耕作が出来なくなった場合は、人・農地プランにおいて、地域の法人に委託予定ということで搭載されています。</p> <p>14番と15番は譲渡人の労力不足と高齢化により、新たに耕作を希望する譲受人に賃借権を設定するものです。新たに農業を始められるとのことで技術的な部分については近隣で耕作されている方から教えてもらいながら身に付け、機械についてはリタイアされた方の機械を借りて行うと伺っています。</p>

16 番から 23 番は、市外の方が当地区での農業を希望し移住されたものです。既に十分な農作業の経験があり、当地に移住し農業をするにあたり機械と農地について地域の方が受け入れ態勢を整え、この度地権者の皆さんとの使用貸借権を設定するものです。

24 番から 27 番は譲渡人の高齢化や労力不足により、近隣で耕作を行う譲受人が売買により所有権を移転するものです。

これらの案件につきましては、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 13 番から 27 番までの 15 件を原案のとおり許可したいと思いますますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。議案第 1 号の 15 件を許可することに決定します。

＜議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」＞

議 長

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 9 番から 11 番の 3 件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

4 頁、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 9 番から 11 番の 3 件です。

番号 9 番は、大字東中島地内の農地を「資材置場」として利用するものであります。5 頁に位置図、6 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、市内で建設業を営んでおりますが、既存の資材置場が手狭になったため、隣接する農地に賃借権を設定し、不足の解消を図るものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第 2 種に該当します。

土地利用計画は、パイプや鉄板など建築業に必要な資材の置き場所として活用するものです。コンクリートは敷設せず、転用に伴う工事はありません。

転用目的が建築を伴わないことから都市計画法第 29 条の開発許可申請は不要です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号 10 番は、大字三ツ橋新田地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。7 頁に位置図、8 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、家族と市内のアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になったことから申請農地を取得し、住宅を建築するものです。

申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となりますが、事業計画は、「一般個人住宅」であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は住宅 1 棟で、建ぺい率は 31.98%です。また、工期は 6 月 22 日から 10 月 9 日までです。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

番号 11 番は、大字三田新田地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものであります。9 頁に位置図、10 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、家族と市内のアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になったことから申請農地に使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第 2 種に該当します。

土地利用計画は住宅 1 棟で、建ぺい率は 20.22%とます。また、工期は 5 月 15 日から 10 月 16 日までです。

都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号9番から11番の3件を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。議案第2号の3件を許可することに決定します。

議長

<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内34件、3年超6年以内14件、6年超10年以内74件、10年超2件で合計124件、利用権移転44件、所有権移転8件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号384番から417番までの内、小林委員関連の番号414番を除く33件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

久保埜

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。

12頁から16頁の番号384番から417番まで、小林委員関連の番号414番を除く33件で、再設定29件、新規4件です。

新規設定の主な理由は、旧耕作者の労力不足により別の担い手農家への賃借権の設定となっています。

なお、番号384番の法人についてですが、この法人は、障害者・高齢者や支援を必要とする者に対して、就労訓練・雇用の場として農産物の生産・加工・販売・施設外就労等の場を提供し、農福連携に取り組んでいます。今回、上越市内の農地の他に妙高市内でも農地を借り受け、農産物の生産拡大を図るための規模拡大を図っており両市において農業経営改善計画の認定を受け認定農業者となっています。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、小林委員関連の番号414番の1件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連いたします小林委員は退席をお願いします。

(事務局)

久保埜

小林委員関連は16頁、番号414番の1件で新規となります。

新たに法人が設立され、この度、賃借権の設定を行うものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、小林委員関連の番号 414 番の 1 件を決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、小林委員の退席を解除します。

小林委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議 長

続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 418 番から 431 番までの 14 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

久保 埜

17 頁から 18 頁の番号 418 番から 431 番までの 14 件で再設定 12 件、新規 2 件です。

新規設定の主な理由は、旧耕作者の労力不足により別の担い手農家への賃借権の設定となっています。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 432 番から 505 番までの 74 件の内、小林委員関連の番号 450 番と 452 番から 455 番の 5 件、佐藤委員関連の番号 433 番と 435 番、金子委員関連の番号 461 番から 472 番までの 12 件を除く 55 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

久保 埜

19 頁から 29 頁の番号 432 番から 505 番まで、小林委員関連の番号 450 番と 452 番から 455 番の 5 件、佐藤委員関連の番号 433 番と 435 番、金子委員関連の番号 461 番から 472 番までの 12 件を除く 55 件で再設定 53 件、新規 2 件です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

議 長

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議 長

(「ありません」の声あり)

続きまして、小林委員関連の番号 450 番と 452 番から 455 番の 5 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保 埜

議案に関連いたします小林委員は退席をお願いします。

小林委員関連は 21 頁から 22 頁、番号 450 番と 452 番から 455 番の 5 件でいずれも新規案件です。

新たに法人が設立され、この度、賃借権の設定を行うものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

議 長

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議 長

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、小林委員関連の番号 450 番と 452 番から 455 番の 5 件を決定することに異議ありませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

それでは、小林委員の退席を解除します。

議 長

小林委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

(事務局)
久保 埜

続きまして、佐藤委員関連の番号 433 番と 435 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連いたします佐藤委員は退席をお願いします。

佐藤委員関連の番号 433 番と 435 番の 2 件でいずれも再設定です。
この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

議長 以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長 (「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、佐藤委員関連の番号 433 番と 435 番の 2 件を決定することに異議ありませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)

それでは、佐藤委員の退席を解除します。
佐藤委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議長

続きまして、金子委員関連の番号 461 番から 472 番の 12 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 議案に関連いたします金子委員は退席をお願いします。
久保埜

金子委員関連の番号 461 番から 472 番の 12 件でいずれも再設定です。
この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

議長 以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長 (「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、金子委員関連の番号 461 番から 472 番の 12 件を決定することに異議ありませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、金子委員の退席を解除します。

議長

金子委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

(事務局)

久保埜

続きまして、利用権設定、期間10年超、番号506番と507番の2件について、事務局の説明を求めます。

30頁506番と507番の2件で新規案件です。

いずれも農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い手農家へ再配分するものです。これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

議長

以上です。

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

(事務局)

久保埜

続きまして、利用権移転、番号508番から551番までの44件について事務局の説明を求めますが、いずれも小林委員に関する議案ですので議案に関連いたします小林委員は退席をお願いします。

31頁から37頁、番号508番から551番の44件です。

これまで小林委員が相対で賃借権の設定を行っていたものを、ご自身が代表を務める新規に設立した法人への利用権移転を行うものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

議長

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、小林委員関連の番号508番から551番の44件を決定することに異議ありませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、小林委員の退席を解除します。

議長

小林委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

(事務局)
久保埜

最後に所有権移転、番号 552 番から 559 番までの 8 件の内、金子委員関連の 559 番を除く 7 件について、事務局の説明を求めます。

38 頁と 39 頁、所有権移転、番号 552 番から 559 番までの内、金子委員関連の 559 番を除く 7 件です。

内訳は、所有権を移転する土地、田 99 筆、畑 7 筆の合計 185,186 m²です。

552 番は、これまでお米の生産と販売をそれぞれの法人で管理していたものを、今後生産から販売までを一貫して今回の譲受人である法人で行うため所有権を移転するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

議長

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

続きまして、金子委員関連の番号 559 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案に関連いたします金子委員は退席をお願いします。

金子委員関連は番号 559 番の 1 件です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

議長

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、金子委員関連の番号 559 番の 1 件を決定することに異議ありませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、金子委員の退席を解除します。
金子委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議長

それでは、採決に入ります。
議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
議案第3号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

(事務局)
久保埜

<議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内1件、10年超6件、権利の移転なしです。

権利の設定、期間5年以上10年以内、番号43番の1件を上程します。

事務局の説明を求めます。

議長

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。
41頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号43番の1件です。
この案件は、3月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地1筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

(事務局)
久保埜

続きまして、権利の設定、期間10年超、番号44番から49番までの6件を上程します。

事務局の説明を求めます。

42頁、権利の設定、期間10年超、番号44番から49番までの6件です。

こちらの案件も、3月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地198筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

議長 以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長 (「ありません」の声あり)

それでは、採決に入ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに異議ありませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議案第4号について、同意することに決定します。

議長

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

(事務局) 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号136番から158番までの23件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

久保埜

43頁から46頁まで記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、23件の届出書を受理しましたので報告します。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」2件、「他者へ貸付」3件、「他者へ貸付予定」8件、「他者へ売却」5件、「休耕」3件、「中間管理機構へ貸付」1件、「上越市への譲渡」1件の計23件です。

このうち、備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連していません。

議長 以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長 (「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、報告第1号の23件を承認します。

議長

<報告第2号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」>

報告第2号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号5番から7番までの3件を報告します。

(事務局)

事務局の説明を求めます。

久保埜

47頁、報告第2号「農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出書の受理について」受理通知交付番号5番から7番までの3件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「集合住宅」、「駐車場」、「一般個人住宅」が各1件です。

議長

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、報告第2号の3件を承認します。

議長

<報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号15番から35番までの21件を報告します。

(事務局)

事務局の説明を求めます。

久保埜

48頁、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知番号15番から35番までの21件の届出書を受理したので報告します。

転用目的は、「集合住宅」2件、「一般個人住宅」10件、「資材置場」2件、「敷地拡張」6件、「駐車場」1件の計21件です。

受理通知番号29番及び31番は、全体の転用面積が1,000㎡を超えるため、51頁と52頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧ください。

議長

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議長

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第3号の21件を承認します。

<報告第4号「農用地利用集積計画の変更について」>

議 長

報告第4号「農用地利用集積計画の変更について」、番号9番の1件を報告します。

事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

53頁、報告第4号「農用地利用集積計画の変更について」、番号9番の「小作料の減額」の1件となります。

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

議 長

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第4号の1件を承認します。

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内1件、3年超6年以内2件、6年超10年以内1件、10年超1件で合計5件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間3年以内、番号7155番の1件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)
相 葉

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。

2頁、利用権設定、期間3年以内、番号7155番の1件で、再設定です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7156番と7157番の2件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 相 葉	3 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7156 番と 7157 番の 2 件で、再設定 です。
	これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。
	以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします (「ありません」の声あり)
議 長	続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7158 番の 1 件について、 事務局の説明を求めます。 議案に関連いたします五十嵐委員は退席をお願いします。
(中郷区) 相 葉	4 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7158 番の 1 件で、新規となりま す。
	この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満た しているものと判断しました。
	以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、五十嵐委員関連の番号 559 番の 1 件を決定する ことに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	それでは、五十嵐委員の退席を解除します。 五十嵐委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせ しておきます。 続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 7159 番の 1 件について、事務局の 説明を求めます。
(中郷区) 相 葉	5 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7159 番の 1 件で、新規となります。
	この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満た しているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長 　議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内なし、10年超7件、権利の移転なしです。それでは、上程します。

権利の設定、期間10年超、番号7106番から7112番までの内、五十嵐委員関連の番号7106、7107、7109、7110、7112番を除く2件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 議長 　議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、説明します。

相葉 　7頁、権利の設定、期間10年超、整理番号7106番から7112番までの内、五十嵐委員関連の番号7106、7107、7109、7110、7112番を除く2件で、新規となります。

これらの案件は、令和元年度3月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用権設定により農地中間管理機構に貸し付けた農地4筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 続きますして、五十嵐委員関連の番号 7106、7107、7109、7110、7112 番の 5 件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連いたします五十嵐委員は退席をお願いします。

(中郷区)
相葉 7 頁、権利の設定、期間 10 年超、五十嵐委員関連の番号 7106、7107、7109、7110、7112 番の 5 件で、いずれも新規となります。

こちらの案件も、令和元年度 3 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用権設定により農地中間管理機構に貸し付けた農地 14 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、五十嵐委員関連の番号 7106、7107、7109、7110、7112 番の 5 件を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、五十嵐委員の退席を解除します。五十嵐委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議長 それでは採決に入ります。

議案第 2 号「上越市農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 2 号について、同意することに決定します。

議長 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<議案第 1 号 「農地法第 3 条許可申請について」>

議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7503 番の 1 件を上程します。
事務局の説明を求めます。

(板倉区) 1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」番号 7503 番の 1 件について、説明します。
上 原 譲渡人は、実家の農地を相続しましたが、労力不足で耕作を継続することが困難であることから、隣接地を耕作している譲受人に贈与するものです。
この案件につきましては、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。
以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7503 番の 1 件を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。議案第 1 号の 1 件を許可することに決定します。

＜議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」＞

議 長 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 7502 番の 1 件を上程します。
事務局の説明を求めます。

(板倉区) 2 頁、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 7502 番の 1 件について説明します。
上 原 板倉区熊川地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。
申請者は、現在、妻とともに母、兄の家族と同居していますが、今後の家族の増加を見込み、母から申請農地の贈与を受けて、分家住宅を建築するものです。
申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第 1 種農地となりますが、事業計画は、「一般個人住宅」であり、許可基準の「住居そ

の他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能です。

土地利用計画は住宅1棟で、建ぺい率は18.76%となり、基準を満たしませんが、分筆したとしても、残農地が狭隘で細長となり利用価値が低く耕作不便となること、冬期堆雪場、庭の面積を含むことからやむを得ないと判断しました。また、工期は許可日から9月15日までです。

都市計画区域外であることから、都市計画法第29条の開発許可申請は不要です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。なお、許可日は農振除外後となります。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

 (「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7502番の1件を許可することに異議ありませんか。

 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第2号の1件を許可することに決定します。

＜議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞

議長 議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内5件、3年超6年以内10件、6年超10年以内4件、10年超4件で合計23件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間3年以内、番号7661番から7665番までの5件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議長 議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。

6頁、利用権設定、期間3年以内、番号7661番から7665番の5件で、新規1件、再設定4件です。

新規案件の7661番はこれまで地域の担い手が借り受けて耕作していましたが、高齢による経営縮小により、別の担い手に貸付するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7666番から7675番までの10件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 　7頁から8頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7666番から7675番の10
上原 　件で、新規7件、再設定3件です。

新規案件の内、7667番はこれまで自作していましたが、労力不足により、担い手に貸付するものです。

他の新規6件は農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い手農家へ再配分するものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7676番から7679番までの4件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 　9頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7676番から7679番の4件で、新
上原 　規2件、再設定2件です。

新規案件の内、7676番はこれまで地域の担い手が借り受けて耕作していましたが、家族の死亡による労力不足から、別の担い手に貸付するものです。7677番は親子間での使用貸借です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 続きますして、利用権設定、期間 10 年超、番号 7680 番から 7683 番の 4 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)
上原 10 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7680 番から 7683 番の 4 件で、いずれも新規案件です。

全ての案件が農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い手農家へ再配分するものです。これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。

＜議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」＞

議長 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 1 件、10 年超 2 件です。

権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 7537 番の 1 件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(板倉区)
上原 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、説明します。

12 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 7537 番の 1 件で新規となります。

この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 1 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>権利の設定、期間 10 年超、番号 7538 番と 7539 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上 原	<p>13 頁、権利の設定、期間 10 年超、番号 7538 番と 7539 番の 2 件でいずれも新規です。</p> <p>こちらの案件も、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 3 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案どおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第 4 号について、同意することに決定します。</p>
議 長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7527 番の 1 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上 原	<p>14 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7527 番の 1 件を受理しましたので報告します。</p>

合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」1件です。備考欄の頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しています。以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認します。

議長 　次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

（清里区駐在室分の議案）

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間6年超10年以内7件、10年超25件です。それでは、上程します。

はじめに利用権設定、期間6年超10年以内、番号8181番から8187番までの内、上原委員関連の番号8183番から8187番を除く2件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 議長 　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、説明します。

近藤 　2頁の番号8181番から8187番まで、上原委員関連の番号8183番から8187番を除く2件で、再設定2件です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続きまして、上原委員関連の番号8183番から8187番の5件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連いたします上原委員は退席をお願いします。

(清里区) 近藤 　上原委員関連は、2頁、番号8183番から8187番の5件で新規です。新たに法人が設立され、この度、賃借権の設定を行うものです。この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 特に質問等がないようですので、上原委員関連の番号 8183 番から 8187 番の 5 件を決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、上原委員の退席を解除します。

上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

続きまして、利用権設定、期間 10 年超、整理番号 8188 番から 8212 番までの 25 件について事務局の説明を求めます。

(清里区) 3 頁、8188 番から 6 頁、8212 番までの 25 件ですべて新規です。

近藤 新規設定の理由は、中間管理機構への賃借権の設定です。

なお、4 頁、番号 8200 番の土地の地番に「L」、8201 番に「M」が附番されていますが、高低差のある土地であり「L」は固定資産税の課税が圃場、「M」は法面のあるあぜであり、固定資産税の課税が雑種地を表しています。

これらの案件につきましては、農業経営強化基盤法 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、上原委員関連の番号 8183 番から 8187 番を除く 27 件を原案のとおり決定したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定します。

<議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内なし、10年超17件、権利の移転5件です。

最初に権利の設定、期間10年超、番号8110番から8126番までの内、上原委員関連の8112番から8121番までを除く7件を上程します。

事務局の説明を求めます。

(清里区)

近藤

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、説明します。

8頁、権利の設定、期間10年超、番号8110番から8126番までの内、上原委員関連の8112番から8121番までを除く7件です。

この案件は、3月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地81筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、上原委員関連の番号8112番から8121番の10件について、事務局の説明を求めます。

議案に関連いたします上原委員は退席をお願いします。

(清里区)

近藤

上原委員関連は、8頁、番号8112番から8121番の10件でいずれも新規です。こちらの案件も、3月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地48筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、上原委員関連の番号 8112 番から 8121 番の 10 件を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、上原委員の退席を解除します。
上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議長 続きまして、権利の移転、番号 8127 番から 8131 番までの 5 件について事務局の説明を求めます。
議案に関連いたします上原委員は退席をお願いします。

(清里区)
近藤 これまで個人として借り受けていた農地を、代表を務める法人へ利用権移転するものです。
以上です

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、上原委員関連の番号 8127 番から 8131 番の 5 件を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、上原委員の退席を解除します。
上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

議長 それでは、採決に入ります。
議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めます。
議案第2号について、同意することに決定します。

議長

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8127番から8154番までの28件を報告します。
事務局の説明を求めます。

(名立区)
山邊

12頁から15頁まで記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、28件の届出書を受理しましたので報告します。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、すべて「他者への貸付」です。

このうち、備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連していません。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号の28件を承認します。

次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

(名立区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内3件、3年超6年以内6件、6年超10年以内なし、10年超なし、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程します。

利用権設定、期間3年以内、番号9569番から9571番までの3件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)
山邊

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明します。

2頁、利用権設定、期間3年以内、番号9569番から9571番の3件で、再設定1件、新規設定2件です。

新規の2件につきましては、譲渡人の労力不足により隣接地で耕作を行う譲受人が利用権設定するものです。

これらの案件につきましては、農業経営 基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号9572番から9577番までの6件について、事務局の説明を求めます。

(名立区)
山　　邊 　3頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号9572番から9577番の6件で、再設定3件、新規設定3件です。

新規の3件については、謙渡人が他者との利用権設定を行っていましたが、譲受人の高齢による規模縮小に伴い、地域の担い手が新たに利用権設定を行うものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 　それでは、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定します。

議長 　以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

本日の農地部会を終了します。（午後　3時23分）